

第34回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

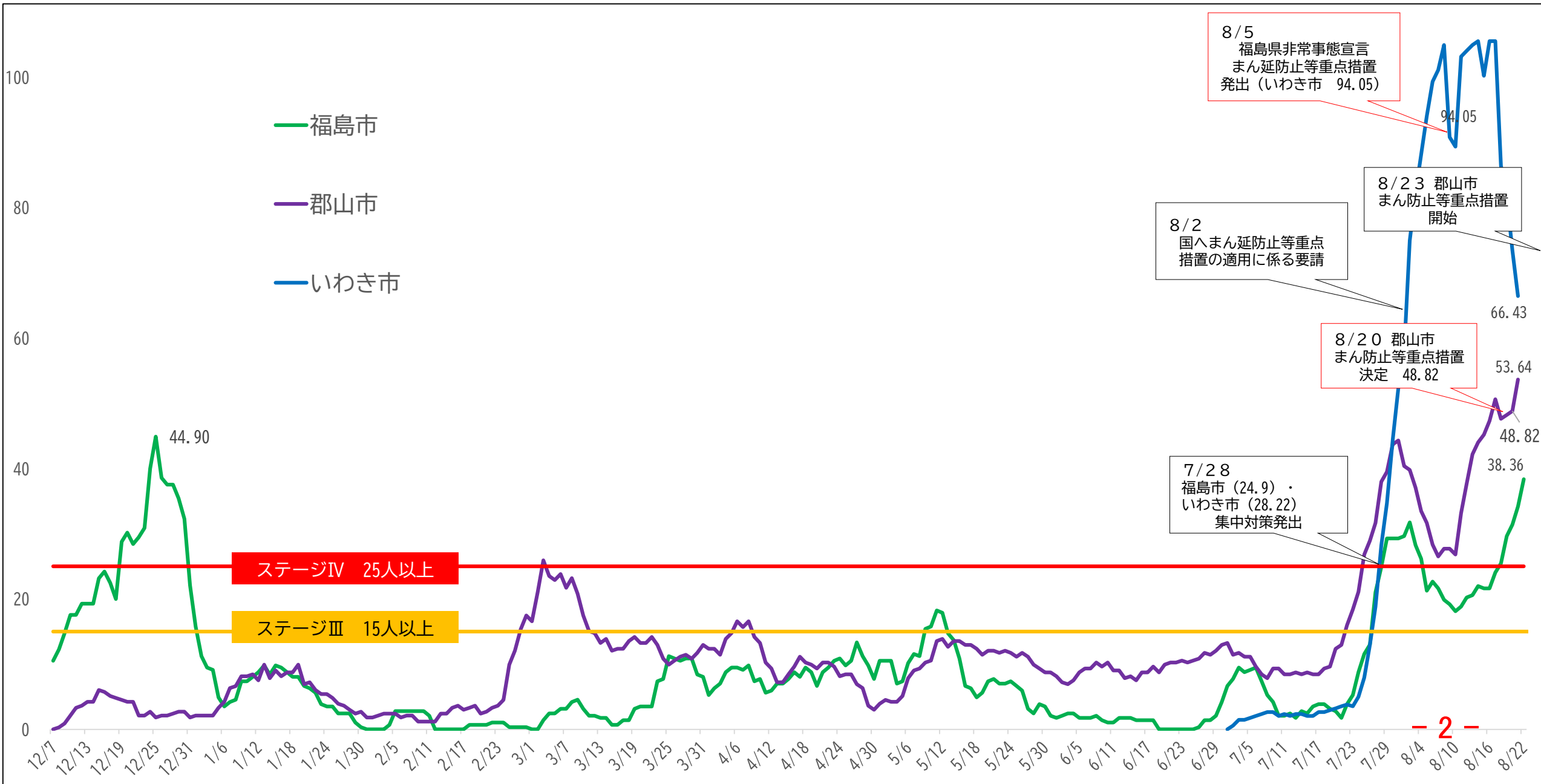
日 時 令和3年8月23日（月）

13時～

会 場 庁議室兼防災対策室

- 1 本市の新型コロナウイルス感染症の感染状況等
- 2 福島県まん延防止等重点措置等について
- 3 まん延防止等重点措置に係る対応事項
- 4 その他

1週間あたりの感染者数(人口10万人対)



医療提供体制の状況等

| | | 医療提供体制等の負荷 | | | | 療養者数 | 監視体制 PCR 陽性率 | 感染の状況 | |
|------------|-------|--------------|--|--------------|----------------|-------|--------------------|-----------|--------------|
| | | 病床の逼迫具合 | | | | | | 新規 報告数 | 感染経路 不明割合 |
| | | 入院医療 | | 重症用病床 | | | | | |
| | | 確保病床の 使用率 | 入院率 | 確保病床の 使用率 | 療養者数 | | | | |
| ステージ 指標 | ステージⅢ | 20%以上 | 40%以下 | 20%以上 | 20人/10万人 以上 | 5%以上 | 15人/10万人 /週以上 | 50%以上 | |
| | ステージⅣ | 50%以上 | 25%以下 $\frac{\text{入院者数}}{\text{療養者数}}$ | 50%以上 | 30人/10万人 以上 | 10%以上 | 25人/10万人 /週以上 | 50%以上 | |

| | | | | | | | | |
|---|------------------------|---------------------------------------|---|-------------------------------------|--------|--|--------|---------------------------------------|
| 県 | 8月21日 現在 (県HPより) | 58.4% | 35.2% | 38.8% | 57.31人 | 5.5% | 37.16人 | 43.3% |
| | | $\frac{372 \text{ 床}}{637 \text{ 床}}$ | $\frac{372 \text{ 人}}{1,058 \text{ 人}}$ | $\frac{19 \text{ 床}}{49 \text{ 床}}$ | 1,058人 | $\frac{686 \text{ 件}}{12,543 \text{ 件}}$ | 686人 | $\frac{297 \text{ 人}}{686 \text{ 人}}$ |

| | | | | | | | | |
|-----|-------------|-------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------|------------------|---|--------|--------------------------------------|
| 福島市 | 8月17日 現在 | 69.6% | 63.4% | 40.0% | 35.22人 101人 | 2.9% | 24.06人 | 58.0% |
| | | $\frac{64 \text{ 床}}{92 \text{ 床}}$ | $\frac{64 \text{ 人}}{101 \text{ 人}}$ | $\frac{4 \text{ 床}}{10 \text{ 床}}$ | 入院 64 宿泊療養 37 | $\frac{69 \text{ 件}}{2,352 \text{ 件}}$ | 69人 | $\frac{40 \text{ 人}}{69 \text{ 人}}$ |
| | 8月22日 現在 | 78.3% | 75.0% | 40.0% | 33.48人 96人 | 4.1% | 38.36人 | 43.6% |
| | | $\frac{72 \text{ 床}}{92 \text{ 床}}$ | $\frac{72 \text{ 人}}{96 \text{ 人}}$ | $\frac{4 \text{ 床}}{10 \text{ 床}}$ | 入院 72 宿泊療養 24 | $\frac{110 \text{ 件}}{2,695 \text{ 件}}$ | 110人 | $\frac{48 \text{ 人}}{110 \text{ 人}}$ |

自宅療養者 27名(8月22日現在)

福島市における県外移動・帰省等に係る感染状況

8月1日～22日までの陽性者数 **239名** (市内居住者)

陽性者数(医療機関への受診含む) **111名(+30)**

()内の数字は8月20日発表からの増減

| 8/23発表 | 陽性者数 | 関連陽性者数(2次感染) |
|-----------------|------------|--------------|
| 県外への移動者(市民) | 37(+12)名 | 17(+4)名 |
| 帰省者 | ※1 11(+0)名 | 26(+7)名 |
| いつも以外の人との接触あり※2 | 17(+6)名 | 3(+1)名 |

※1 「帰省者」の陽性者数は市外・県外の方で、福島市の陽性者数には含まない。

※2 「いつもの人以外との接触あり」には、「県外への移動者」及び「帰省者」の欄で計上したものは含まない。

保健所への相談及びPCR検査状況

| 相談件数 | 検査数 | 現時点の陽性者数 |
|-----------|-----------|----------|
| 229(+53)件 | 135(+14)件 | 3(+2)名 |

主な相談
・県外へ旅行したが不安である。
・家族が東京から帰省した。

福島市内で発生した20例目のクラスター（主にお酒を提供する飲食店）について

令和3年8月23日

8名（発表時①）

| No. | 区分 | 年代 | 性別 | 陽性判明日 | 概要 |
|-----|-----|-----|--|-------|------------------|
| ① | 利用客 | 20代 |  男性 | 8月17日 | 医療機関を受診し、陽性判明 |
| ② | 利用客 | 20代 |  男性 | 8月17日 | 医療機関を受診し、陽性判明 |
| ③ | 利用客 | 20代 |  女性 | 8月17日 | 医療機関を受診し、陽性判明 |
| ④ | 利用客 | 20代 |  女性 | 8月18日 | 濃厚接触者として検査し、陽性判明 |
| ⑤ | 利用客 | 20代 |  男性 | 8月19日 | 濃厚接触者として検査し、陽性判明 |
| ⑥ | 利用客 | 20代 |  男性 | 8月19日 | 濃厚接触者として検査し、陽性判明 |
| ⑦ | 利用客 | 20代 |  男性 | 8月19日 | 市外陽性者 |
| ⑧ | 利用客 | 20代 |  男性 | 8月20日 | 医療機関を受診し、陽性判明 |

関連陽性者
（2次感染）

5名

+ 4名（本日発表②） = **12名**（①+②）

| No. | 区分 | 年代 | 性別 | 陽性判明日 | 概要 |
|-----|-----|-----|--|-------|------------------|
| ① | 利用客 | 20代 |  女性 | 8月21日 | 濃厚接触者として検査し、陽性判明 |
| ② | 利用客 | 40代 |  女性 | 8月21日 | 医療機関を受診し、陽性判明 |
| ③ | 利用客 | 20代 |  男性 | 8月21日 | 市外陽性者 |
| ④ | 利用客 | 20代 |  男性 | 8月22日 | 濃厚接触者として検査し、陽性判明 |

関連陽性者
（2次感染）

8名 (+3)
~~5~~

8月6日以降、同店と同様、午後8時以降
に営業している飲食店をご利用された方

ご相談ください。

「午後8時以降に利用した」と伝えてください。

☎ 0120-567-747

お店へのお願い

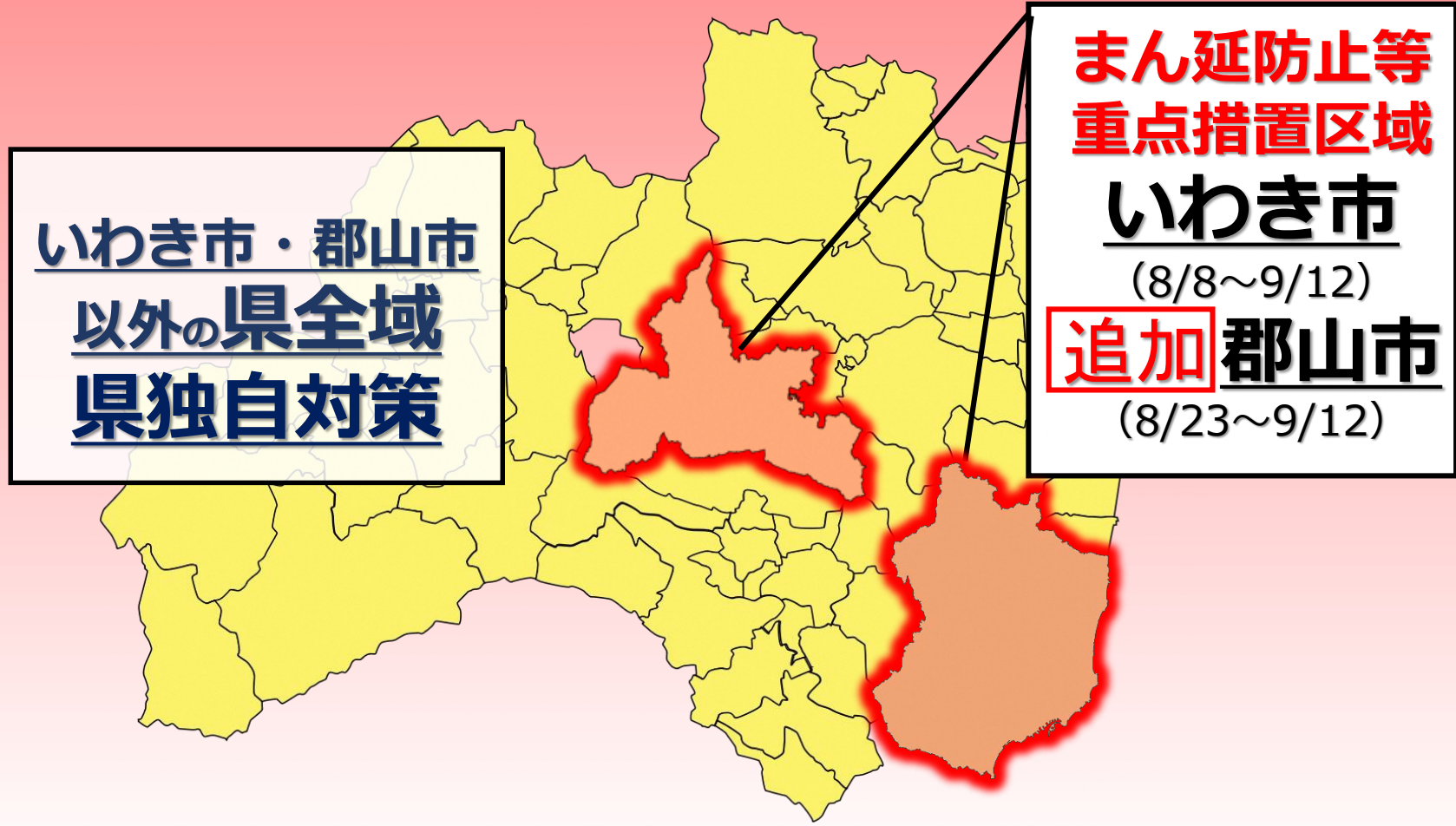
時短要請にご協力をお願い致します。

市民の皆様へのお願い

不要不急の外出自粛、特に夜8時以降はご協力をお願い致します。

福島県非常事態宣言

郡山市を「まん延防止等重点措置区域」
に追加適用



福島県まん延防止等重点措置等

県内の急激な感染拡大により、病床使用率の上昇等、医療提供体制のひっ迫が深刻となっています。これ以上の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」と言う。)に基づき、以下の重点的な対策を行いますので、県民の皆様、事業者等の皆様のご協力をお願いします。

| | まん延防止等重点措置 | | 重点措置以外の区域における対応(県の独自対策) |
|----|---------------------------------|-------------------------------|---|
| 区域 | いわき市 | 郡山市 | その他の地域 (8/22までは郡山市を含む) |
| 期間 | 令和3年 8月8日(日) ~9月12(日) | 令和3年 8月23日(月) ~9月12日(日) | 令和3年8月8日(日) ~8月31日(火) ※期間等の改定は、別途決定 |
| 適用 | 特措法第31条の6 第1, 2項、 第24条第9項 | | 特措法第24条第9項 |

令和3年8月20日
福島県コロナウイルス感染症対策本部

県民の皆様へのお願い

| | 内 容 |
|--|--|
| いわき市 郡山市 (重点区域) ・ その他の 地域 | <p>○夜8時以降、飲食店等にみだりに出入りしないでください。【いわき市、郡山市】 (特措法第31条の6第2項に基づく要請)</p> <p>○混雑した場所等への外出は厳に控えてください。 【いわき市、郡山市】 (特措法第31条の6第2項に基づく要請)</p> <p>○感染リスクの高い行動は控えてください。</p> <ul style="list-style-type: none">・不要不急の外出は自粛してください。・外出する必要がある場合でも、極力家族や普段行動をとともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間帯を避けて行動してください。・感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は控えてください。・都道府県をまたぐ旅行・帰省等は、原則、中止・延期してください。・路上や公園等での屋外での集団の飲食・飲酒は控えてください。 <p>(特措法第24条第9項に基づく要請)</p> <p>○基本的な感染対策を徹底してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・3つの密を徹底的に避けてください。・「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いやアルコール消毒等による手指消毒」、「こまめな換気」などの基本的な感染対策を徹底してください。・会食等は、感染防止対策を徹底し、少人数、短時間、いつも一緒にいる人と行ってください。 <p>(特措法第24条第9項に基づく要請)</p> |

飲食店等の皆様へのお願い

| | 内 容 |
|--|--|
| <p>いわき市 郡山市</p> <p>(特措法第31条の6第1項、第24条第9項に基づく要請)</p> | <p>○営業時間を短縮(営業時間は午前5時から午後8時まで)してください。</p> <p>○酒類の提供の自粛(終日)をしてください。</p> <p>○カラオケ設備の利用の自粛(終日)をしてください。※飲食を主な業としている店舗</p> <p>○特措法施行令第5条の5各号に規定される感染対策を実施してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査を受けることの勧奨 ・入場者の感染防止のための整理及び誘導 ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業所の消毒 ・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知 ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(退場も含む) ・施設の換気を行う ・アクリル板等の設置又は1m以上の距離の確保 <p>◆業種別ガイドラインを遵守する(法第24条第9項)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>【対 象】 食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた店舗</p> <p>【営業時間の短縮に応じていただいた場合】 協力金を支給(1日当たり3万円～(売上高に応じて))</p> <p>■相談窓口 いわき・郡山地区協力金コールセンター 電話024-521-8562(受付時間9時～17時)</p> </div> <p>◇まん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金については https://ichijishienkin.go.jp/</p> |
| <p>その他の地域</p> <p>(特措法第24条第9項に基づく要請)</p> | <p>○営業時間の短縮(営業時間は午前5時から午後8時まで)をしてください。 (酒類の提供は、午前11時～午後7時)</p> <p>○店舗や施設の感染防止対策を徹底してください。(業種別ガイドラインの遵守)</p> <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> <p>【対 象】 食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた店舗のうち以下の店舗</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接待を伴う飲食店 ・酒類を提供する飲食店 <p>【営業時間の短縮に応じていただいた場合】 協力金を支給(1日当たり2.5万円～(売上高に応じて))</p> <p>■相談窓口 協力金コールセンター 電話024-521-8575(受付時間9時30分～17時30分)</p> </div> |
| <p>全地域</p> | <p>上記以外で本措置により影響を受けた中小法人等に一時金を支給します。</p> <p>■相談窓口 一時金コールセンター 電話024-521-8572(受付時間9時30分～17時30分)</p> |

飲食店以外の(延床面積1,000㎡超の施設) 事業者の皆様へのお願い

| | 内 容 |
|--|--|
| <p>いわき市 郡山市</p> <p>(特措法第31条の6 第1項、第24条第9 項に基づく要請)</p> | <p>(1,000㎡以下の施設につきましても、感染防止対策の徹底等にご協力ください)</p> <p>○大規模商業施設や百貨店の地下食品売り場等は、入場者が密集しないよう、整理誘導、人数管理・制限等の対策を実施してください。</p> <p>・出入口の制限、整理券の配付、混雑状況等の情報発信など</p> <p>○営業時間を短縮(午後8時まで)してください。 (イベント開催の場合は午後9時まで)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>【対象】 詳細は次ページのとおり</p> <p>【営業時間の短縮に応じていただいた場合】 協力金を支給(1,000㎡当たり20万円×時短割合(1日当たり)) ※協力金の対象となるのは、次ページの特定大規模施設です。 (延床面積1,000㎡超 特措法第24条第9項に基づく要請)</p> </div> <p>○店舗や施設の感染防止対策を徹底してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入店時や施設内における適切な距離の確保など、利用者の整理・誘導を行ってください。 ・発熱している方や理由なく感染対策を行わない方の利用を避けてください。 ・適切な座席間隔の確保など、店舗内の感染防止策を徹底してください。 ・従業員や利用者の手指消毒やマスク着用の徹底を促してください。 ・店舗内の消毒や換気を徹底してください。 ・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。 |

(協力要請の対象施設)

| 特定大規模施設（1,000㎡超の施設） | |
|---------------------------|----------------------------------|
| 施設の種類 | 施設例 |
| 映画館等 | 映画館、プラネタリウム |
| 商業施設 | ショッピングセンター、ホームセンター等【生活必需物資売場を除く】 |
| 遊技場 | パチンコ店、ゲームセンター等 |
| 屋内運動施設 | スポーツクラブ、ボーリング場等 |
| サービス業 | ネイルサロン・スーパー銭湯等【生活必需サービスを除く】 |
| 飲食店向け時短協力金の対象となる店舗を除く遊興施設 | 個室ビデオ店、カラオケボックス等 |
| イベント関連施設（1,000㎡超の施設） | |
| 施設の種類 | 施設例 |
| 劇場等 | 劇場、観覧場、演芸場等 |
| 集会・展示施設 | 集会場、展示場、貸会議室 |
| ホテル等 | ホテル等（集会の用に供する部分に限る） |
| 屋外運動施設 | 野球場、ゴルフ場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場等 |
| 遊技場 | テーマパーク、遊園地 |
| 博物館等 | 美術館、水族館、記念館等 |

イベント等を開催する事業者の皆様へのお願い

○イベント等の開催に当たっては、**業種別ガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底**してください。

- ・発熱している方や正当な理由なく感染対策を行わない方の入場を避けてください。
- ・参加者間の適切な間隔の確保、スタッフや参加者の手指消毒やマスク着用の徹底、会場内の消毒や換気など、感染防止対策を徹底してください。
- ・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。

○広域な移動を伴うイベント、または参加者が1,000人を超えるイベントを開催する場合は、**県に事前に相談**してください。

- 電話 0 2 4 - 5 2 1 - 8 6 4 4 (受付時間9時～17時)
- 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部 イベント相談窓口

○以下の要件に従った開催にご協力ください。

| 人数上限 | | 開催時間 |
|--|--|-----------------|
| 大声での歓声・声援がないことを前提に開催するもの ○クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、講演・式典、展示会等 ○飲食を伴わないもの | 大声での歓声・声援等が想定されるもの ○ロック・ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブ等でのイベント等 | 午後9時まで (県全域) |
| 収容定員の100%と5,000人のいずれか少ない方を上限 | 収容定員の50%と5,000人のいずれか少ない方を上限 | |

(特措法第24条第9項に基づく要請)

全ての事業者の皆様へのお願い

○職場内の感染防止対策を徹底してください。

- ・従業員等の手指消毒やマスク着用の徹底、職場内の消毒や換気など、職場内の感染防止対策を徹底してください。
- ・従業員等の出勤時の健康チェックを徹底してください。
- ・休憩中や休憩室・更衣室の利用時、電話時、昼食中などで居場所の切り替わりに注意してください。
- ・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。

○ローテーション勤務や時差出勤、テレワーク、オンライン会議等を活用し、人と人との接触機会の低減にご協力ください。

※できる限り、「出勤者数の7割削減」に努めていただくようお願いいたします。

○出張や会議等を減らすなど、できる限り、外出機会の低減にご協力ください。

(特措法第24条第9項に基づく要請)

大学・専門学校等の皆様へのお願い

感染リスクの高い活動を控えるよう、学生への注意喚起を徹底してください。

(感染リスクの高い活動の例)

- 感染防止対策が徹底できないサークル活動
- 大人数での懇親会 など

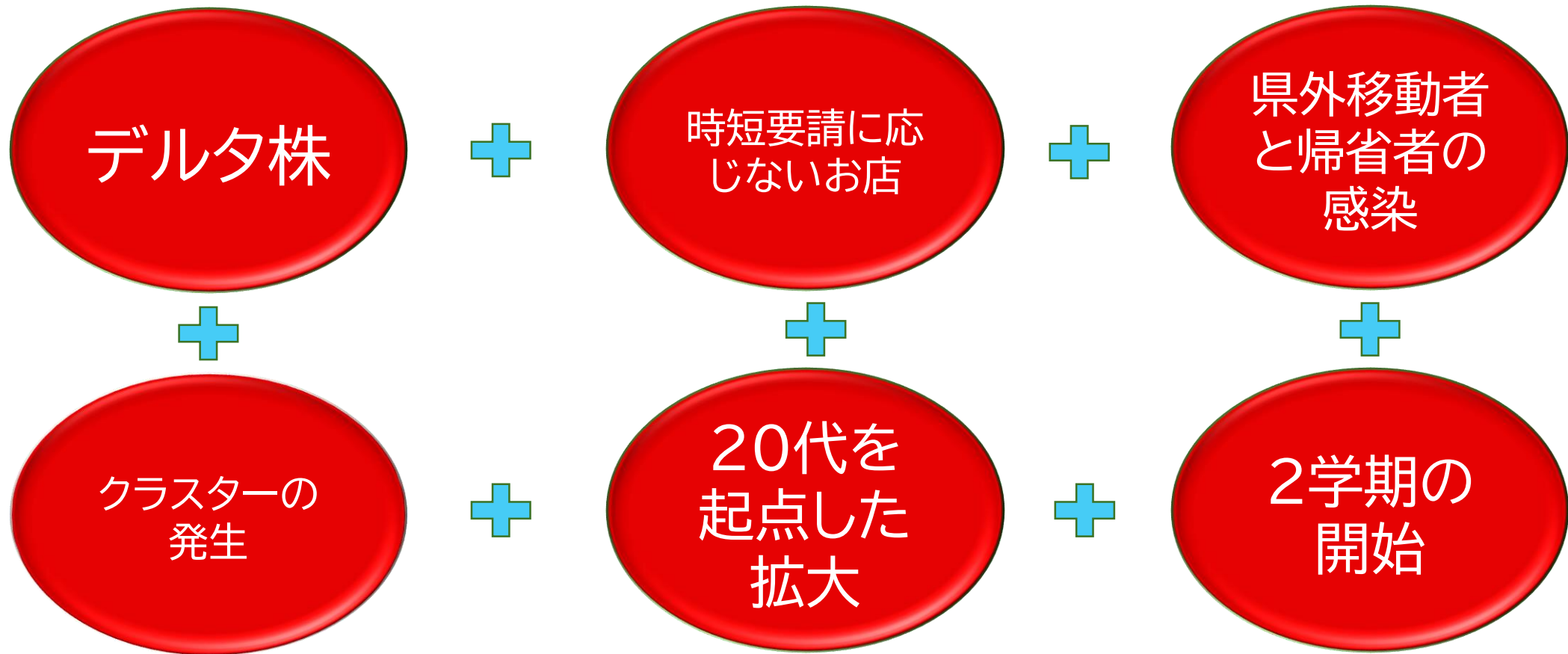
小・中・高等学校の皆様へのお願い

感染リスクの高い学習活動(部活動での実施を含む)や宿泊を伴う学校行事等の停止、他校との合同練習や練習試合の停止など、感染防止対策を徹底してください。

医療機関、高齢者、障がい(児)者施設の皆様へのお願い

感染防止対策に見落としがないか、改めて確認してください。

(特措法第24条第9項に基づく要請)



自宅療養者の増加(8月23日現在 27名)

ここで人の動きを止め感染の連鎖を抑える

まん延防止重点措置の適用を福島県へ要請 - 16 -

まん延防止等重点措置に係る想定される対応事項

2021/8/23 危機管理室

_____：新規の対応を要するもの

1. 飲食店への呼びかけ
 - (1) 飲食店営業許可を受けた全店舗の営業時間の短縮（午前5時～午後8時）
 - (2) 酒類の提供自粛（終日）
 - (3) カラオケ設備の利用自粛（終日） ※飲食を主な業としている店舗
 - (4) 従業員、入場者等（店舗含む）への感染防止対策の徹底

2. 上記1に対する協力金支給（1日当たり3万円～ 売上に応じて）

3. 上記1により影響を受ける中小法人等への一時金支給

4. 飲食店以外（延床面積1,000㎡超の施設）への呼びかけ
 - (1) 入場者数の制限等に係る感染防止対策の徹底
※出入口の制限、整理券の配布、混雑状況の情報発信
 - (2) 営業時間の短縮（～午後8時）
※イベント開催（～午後9時）
 - (3) 従業員、入場者等（店舗含む）への感染防止対策の徹底
【対象施設】●特定大規模施設
 - ・映画館
 - ・商業施設（ショッピングセンター・ホームセンター）
 - ・遊技場（パチンコ店・ゲームセンター）
 - ・屋内運動施設（スポーツクラブ・ボーリング場）
 - ・カラオケボックス●イベント関連施設
 - ・劇場等（劇場・集会場・ホテル）
 - ・屋外運動施設（野球場・ゴルフ場・ゴルフ練習場等）
 - ・遊技場（遊園地）
 - ・その他（記念館）

5. 上記4に対する協力金支給（（1日当たり）1,000㎡当たり20万円×時短割合）

6. 市民への呼びかけ
 - (1) 夜8時以降、飲食店への出入り自粛
 - (2) 混雑した場所への外出自粛
 - (3) 感染リスクの高い行動を控える
 - (4) 基本的な感染防止対策の徹底

7. 公共施設の利用制限

- (1) 貸館・貸室、体育館等の公共施設について、利用制限の検討

8. 学校における対応

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準における対応“レベル3”への引き上げ

- (1) 身体的距離の確保（可能な限り2m（最低1m））
(2) 感染リスクの高い教科活動の停止
(3) 部活動は、個人や少人数での感染リスクの低い活動で、短時間の活動に限定